

3. 一般行政職の級別職員数の状況 (H25.4.1 現在)

区分	職務分類	職員数	構成比
1級	主事	16人	7.0%
2級	主事	13人	5.7%
3級	係長 参事	121人	52.8%
4級	課長補佐 係長 参事	35人	15.3%
5級	課長 課長補佐	29人	12.7%
6級	課長 審議員	9人	3.9%
7級	部長	6人	2.6%
計		229人	100%

※阿蘇市給与条例に基づく給料表の区分による職員数

4. 初任給基準 (H25.4.1 現在)

一般行政職		技能労務職	
大学卒	高校卒	高校卒	中学卒
172,200円	140,100円	137,200円	129,200円

  

医療職 (医師)		医療職 (薬剤師等)	
博士課程終了	大学6卒	大学卒	短大3卒
323,600円	237,700円	178,200円	167,000円

  

医療職 (看護師等)		
短大3卒	短大2卒	准看護師養成所卒
188,900円	180,500円	153,300円

5. 主な職員手当の状況 (H25.4.1 現在)

	内容
扶養手当	【配偶者】 月額 13,000円 配偶者以外の扶養親族：1人につき 月額 6,500円 配偶者がいない場合の1人目：月額 11,000円 ※ 16歳～22歳の子の場合には、5,000円加算。
住居手当	【借家・借間住居者】 月額 12,000円を超える家賃を負担している職員に対し、家賃の額に応じ、月額 27,000円を上限として支給 【持家所有者】 月額 3,500円
通勤手当	【交通機関等利用者】 運賃の額に応じ月額 55,000円を上限として支給 【自家用車等利用者】 通勤距離に応じ、月額 13,700円を上限として支給

【管理職手当】 課長補佐以上の管理職に対して支給  
 (部長) 45,000円  
 (課長・支所長・院長・事務局長) 35,000円  
 (審議員) 30,000円  
 (課長補佐・次長・室長・所長・園長・事務長・館長・副院長・総看護師長) 25,000円  
 (技師長・薬局長・看護師長) 15,000円  
 ※平成25年度については、1割カット  
 【特殊勤務手当】 平成18年度から当分の間、一部支給凍結

職員の任免および職員数に関する状況

1. 職員の採用・退職の状況 (H24.4.1～H25.3.31)

区分	採用	退職
一般行政職	5人	17人
医療職	4人	14人
技能労務職	0人	0人

2. 部門別職員数の状況 (H25.4.1 現在)

区分	職員数		対前年増減数	
	平成24年度	平成25年度		
一般行政	議会	3人	3人	0人
	総務	77人	69人	△8人
	税務	17人	16人	△1人
	民生	83人	67人	△16人
	衛生	20人	20人	0人
	農林水産	30人	29人	△1人
	商工	12人	18人	6人
	土木	19人	25人	6人
	小計	261人	247人	△14人
教育	42人	49人	7人	
普通会計計	303人	296人	△7人	
公営企業等	水道	11人	11人	0人
	下水道	6人	5人	△1人
	病院	90人	95人	5人
	その他	21人	19人	△2人
	小計	128人	130人	2人
総計	431人	426人	△5人	

職員の給与の状況

1. 職種別給料月額状況 (H25.4.1 現在)

職種	月額	平均年齢	
一般行政職	314,700円	41.1歳	
技能労務職	321,600円	49.8歳	
医療職	医師	519,600円	45.1歳
	薬剤師等	275,500円	37.3歳
	看護師等	291,400円	41.4歳

2. 期末・勤勉手当 (H25.4.1 現在)

	6月期	12月期
期末手当	1.225月分	1.375月分
勤勉手当	0.675月分	0.675月分
計	1.9月分	2.05月分



職員の分限及び懲戒処分・サービスの状況

すべての職員は、「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当っては全力で奉仕しなければなりません。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、職員にはさまざまな義務が課せられています。特に信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、政治的行為の制限や争議行為の禁止規定に違反した場合は懲戒処分の対象となります。

1. 分限処分者数(平成24年度)

処分事由	降任	免職	休職	降級	計
勤務実績が良くない場合	0人	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	0人	6人	0人	6人
職に必要な適正を欠く場合	0人	0人	0人	0人	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人	0人
刑事事件に起訴された場合	0人	0人	0人	0人	0人

2. 懲戒処分者数(平成24年度)

処分事由	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反した場合	2人	0人	0人	0人	2人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0人	0人	0人	1人	1人

職員研修の状況

1. 職員研修の状況(平成24年度)

研修名	回数	参加者数
人権同和教育初任者研修	1回	3人
法制執務研修	2回	24人
情報セキュリティ研修	1回	16人
新規採用職員研修	1回	3人
一般職員2部研修(10年目)、1部研修(5年目)	2回	11人
新任課長研修	1回	1人
新任係長研修	1回	4人

公平委員会に係る業務の状況

1. 勤務条件に関する措置の要求状況(平成24年度)

【継続件数】0件  
【措置要求件数】0件

2. 不利益処分に関する不服申立の状況(平成24年度)

【継続件数】0件  
【措置要求件数】1件

職員の勤務時間・勤務条件

1. 勤務時間・休憩・休息時間の状況(H25.4.1現在)

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り		
	始業	終業	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	60分

休憩時間：12:00～13:00  
※勤務場所により、上記と異なる勤務形態の場合あり。

2. 一般職の年次有給休暇取得状況(H24.1.1～H24.12.31)

対象職員数	総付与日数	総取得日数	平均取得日数	取得率
214人	8,300日	2,158日	10.1日	26.0%

対象職員数：H24.1.1～H24.12.31の全期間を在籍した一般職。

3. 休暇制度

区分	内容
有給休暇	年次休暇 1年につき20日間付与(前年に未使用日数がある場合は、最大20日を翌年繰越)
	病気休暇 負傷又は疾病のため療養を要する場合、必要最小限と認められる休暇を付与
	特別休暇(主なもの)
	<b>【結婚休暇】</b> 結婚する職員に対し最大5日間付与 <b>【産前・産後休暇】</b> 出産予定日の8週間前の日から出産の日まで、及び出産の翌日から8週間を経過するまでの期間付与 <b>【親族の死亡休暇】</b> 親族の続柄及び死亡時の生計関係に応じ、最大7日間付与 <b>【夏季休暇】</b> 7～9月の間において、4日間付与 <b>【子の看護休暇】</b> 中学校始期に達するまでの子(配偶者の子を含む)を養育する職員が子の看護のため勤務しないことが相当と認められる場合で、1年に5日の範囲内で付与
無給休暇	介護休暇 配偶者・父母・子、配偶者の父母などで、負傷・疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護を行う場合、6月を限度として必要な休暇を付与
	組合休暇 組合活動に従事する場合に1年に最大20日付与

職員の福祉及び利益の保護の状況

1. 健康診断の状況(平成24年度)

健康診断の種類	受診者数
人間ドック	205人
定期健康診断	153人

2. 公務災害補償制度(平成24年度)

加入団体	災害件数
地方公務員災害補償基金熊本県支部	5件